

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（太田侑孝君） おはようございます。
ただいまの出席議員は12名で、定数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
なお、説明員は12月3日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
12月7日に午前9時から第2常任委員会を開催し、議案第53号、川根本町若者交流センター条例の制定について、議案第54号、川根本町貯木場条例の制定について、議案第60号、財産の取得についてを熱心に御審議していただきました。誠にありがとうございました。
以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 議案第53号 川根本町若者交流センター条例の制定について

- 議長（太田侑孝君） 日程第1、議案第53号、川根本町若者交流センター条例の制定についてを議題とします。

本案について、第2常任委員長の報告を求めます。第2常任委員長、芹澤廣行君。

- 第2常任委員長（芹澤廣行君） それでは、第2常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議長から申したように12月7日の会議におきまして、議案第53号、川根本町若者交流センター条例の制定についての付託を受け審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査は12月7日月曜日、午前9時から午前10時15分まで行いました。場所は本庁3階大会議室、出席者は第2常任委員会6人全員、また、傍聴として第1常任委員会の委員が出席されました。説明者といたしまして、大橋教育長並びに前田教育総務課長の御出席をいただきました。

議案第53号は、平成28年4月オープンを目指し現在建設中の「川根本町若者交流センター奥流」の管理運営に関する様々な基本的事項を定めるものであります。

審査は一条文ごとに担当課が説明し、それに対して質疑、応答ということで進めてまいりました。

主たる内容を抜粋しておりますので、報告いたします。

質問、川根留学生の位置づけについて。回答、町立中川根中学校、町立本川根中学校及び島田市立川根中学校以外の中学校を卒業した者をいう。

質問、管理運営はどのようにするのか。回答、町内で希望者があれば町内の方に委託したい。管理運営（社団等）給食業務について早期に契約をしたい。

質問、社会教育、生涯学習、農業学習等にも利用できるか。回答、教育委員会が認めるものに該当するものでできる。

質問、交流センター内での飲酒等については可能か。回答、喫煙は敷地内全面禁煙で、飲酒については規則を定め、許可を得て認める。

質問、川根留学生の昼食はどうなるのか。回答、現在、留学生は川根給食を自費で利用している。同様になると考えられる。

質問、教育実習生の利用料についてはどのように考えているのか。回答、実習生を育てるという意味においても、また身分が学生であるということで半額としたい。

質問、設備等の損傷したときの賠償についてはどのように対応するのか。回答、故意、過失ともに弁償してもらおう。ただし、損害保険の加入も考えている。

質問、病気等の場合の対応は規則等で定めるのか。回答、川根高校と教育委員会との連携の中で対応していく。

これが主だった質問並びに回答の要旨でございます。

以上であります。

審査の後、委員会採決を行いまして、賛成全員で原案のとおり可決いたしました。

以上で議案第53号の委員会付託に関する第2常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ただいま委員長報告を聞きました。そして、報告書も見ました。

傍聴したんですけれども、もっといろいろなことが話し合われていたと思うんですけれども、かなり集約してあるというのか、縮めてあって、ちょっとびっくりしたんですけれども、その中で気になることについて2点お伺いします。

1点目は、2番目の質問で川根留学生の範囲、位置づけについてですけれども、連携中学校卒業生以外の中学を卒業した生徒だけということでしたけれども、全協などでも質問が出ていた連携中学生でも遠距離通学をしている生徒が何人かいらっしゃると思います。年によっては、本当に下宿をしなければならないような子供さんも出てくる可能性もあります。そういう連携中学内で現に、過去にも下宿をして川根高校へ行ったお子さんがいらっしゃるわけですので、そういうお子さんのことを受け入れるかどうかについてどのように協議したのかお聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、第4条の施設の管理運営についてですけれども、4条、5条を読みますと、管理運営の主体は教育委員会であり、食事、清掃業務などの一部を委託できるというように読めるわけですけれども、傍聴していた限りではそうではなくて、管理運営を業者へ委託をするというふうな話がされていたように思うんですけれども、この報告書にも管理運営、舎監など給食業務について早期に契約したいというふうにありますけれども、管理業務委託というのは一括でその食事、調理なども、給食とか、舎監、夜間の管理、そういうのも全部含めて一括で委託されるのか。

また、教育委員会がかなりこの条例によると責任を持つ条文になっていますけれども、教育委員会はどのように管理運営の責任についてかかわっていくのか。許可とか経理、事務というだけではなくて、現場でのかかわりがいいのかどうか。4条、5条で職員を置くことができるというふうに書いてありますけれども、それはどういうことなのか。協議を少しされていたのではないかと思います。その点についてお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） 場所はそちらですか。

○議長（太田侑孝君） そこでいいですよ。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） ここでよろしいですか。今、鈴木議員から御質問いただいた内容について報告において漏れているというような中でお答えいたします。

連携中学校以外の方をどのようにしたという議員からの御質問でありましたけれども、趣旨が交流センター条例ということになっておりますが、教育委員会の担当課長のほうも、この交流センター、多岐にわたる利用を公開していく中であっても、いわゆる川根高の存続というものを第一に置きたいという部分で、この中川根中、本川根中、島田川根中学の方の必要性に言及するということは強くおっしゃられまして、議員の中でも意見があったとは思いません。

それから、次に管理運営につきまして、これは具体的にまだ建設が始まった当初でありまして、3月末までにはどこの方に給食をお願いするのか、あるいはセンターの中での舎監と

いうふうな表現でよろしいかと思えますけれども、そのような交流センター内の規律、風紀を厳しく管理する方を選定しようというのは、現在、具体的にはどこの業者に委託するとかは聞いておりません。それは3月末までに早急に選定するというふうなことを担当の部署からは聞いています。それに対して、委員会の中で、じゃ、期日を問われて、いつまでというふうな担当課に対する要求といたしますか、意見を述べた経過はございません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 答弁が終わりました。

ほかに質疑は。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 最初の質問ですけれども、委員会でもっとこのところを詰めていただきたかったなと思うんですけれども、私たちは傍聴ということで発言が一切認められなかったの、ここで問いただすしかないわけですよ。連携中学校の卒業生徒以外の子供しか、生徒さんしかこの交流センターは使えないということ。だけど、先ほど言いましたけれども、現実には笹間あたりから下宿をして通っていらっしゃった子供さんも過去にはおられるわけです。そういう子供さんに対して、じゃ、もしそういう川高の存続が第一に置きたいということなんですけれども、そういう子供さんだて来てくれれば川高の生徒増につながるわけですから、そんなに大勢はいらっしゃらないかもしれないですけれども、やはりあれば来ていただきたいと思うのが普通ではないかと思うんです。

じゃ、そういう生徒さん、川根留学生というふうには認めないけれども、町として何らかの支援をするよとか、下宿をあっせんするよとか、下宿するんだったら今の留学生のように補助をするよとか、何らかの形の公平な対応というのがあって私は川高存続というのだったら当然だと思うんですけれども、そのところを協議されなかったというのは、何か今委員長は異議があったとは思えないというふうな報告だったんですけど……でしたよね。そのことについて本当に話し合われなかった、協議されなかった、全協でも出たはずです、この一件は。

だから、このことについての協議がされなかったということについて、委員長、もう一度答えていただきたいし、委員長の考えで、もし問題ないよというなら切ってくださいでも構いませんけれども、でも、担当のほうの所管のほうの職員、課長さん、教育長さんに答弁をかわって求めていただければありがたいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） 鈴木議員の質問にお答えします。

確かに現実、川根高校から非常に遠い、あるいは交通のインフラが余りに利用できない方は実際に下宿されたり、近所に来られた方もいるということは認識しております。ただ、委員会において協議、質疑された中身は、川根高校の定員41人制を中止するという意味において、とにかく、要するに現在連携中学校の中である方以外の留学を求めるということが人数的にまずそれを確保できるのではないかという、そういう意味の共通認識は僕はあったと思

うんです。

ただ、まだ、鈴木議員がおっしゃったように、方向性で将来の公平に期すような施策ができないかということにつきましては、私のまあ、基本的な考えなんですけれども、非常にその他、幅が広がって、じゃ、町内の中学校を卒業された卒業生に対して、川根高以外の高校に進学された場合とか、いろいろその、様々なその援助、助成をする対象額も変わってくると。まあ、こういう意味において、この条例においてはそのような現況の通学困難をきたしている方につきましては、別の次元で対応するというふうな認識がひとつあります。ちょっとこの説明ではちょっと、担当課のほうの……。

(「それはだめだ」と言う者あり)

○第2 常任委員長(芹澤廣行君) だめですか、はい。そういうことで、このいわゆる最終案については先ほど申しましたように、3校に限るということで委員会のほうは意見を述べました。

以上です。

○議長(太田侑孝君) いいですか。

4番、副委員長、根岸英一君。

○4番(根岸英一君) 4番、根岸です。

今の委員長の回答というか、に對しまして補足をいたします。

川根高校ができた当初、笹間等からも徳山へ……

(「議長、動議」の声あり)

○議長(太田侑孝君) ちょっと待ってください。

○10番(鈴木多津枝君) 根岸議員は何の権利があってしゃべっているんですか。

○議長(太田侑孝君) 副委員長です。

○10番(鈴木多津枝君) 副なら委員長報告を言えるんですか。私が……

○議長(太田侑孝君) 先ほどの質疑に対する答弁ですね。

○10番(鈴木多津枝君) 答弁は委員長がするものでしょう。

(何か言う者あり)

○議長(太田侑孝君) 委員長に交代してください、それでは。5番。

○第2 常任委員長(芹澤廣行君) 失礼いたしました。当然、委員長が対応できるところを、かつてそういう経験を、あるいは現状を見ておられた副委員長のほうが今ちょっと発言を求めて、それは中止になりましたけれども、現状ですね、今までその遠隔地、バスも電車も走っていないようなところの高校生につきましては、オートバイ通学で川根高校まで来ていただく。

それから、どうでしょう、笹間以外、いわゆる旧本川根町の川根高校生に對しましては、家族、親族が協力して、短い時間の間で通学ができるというふうな対応をされていたという現実がございまして、これはこれからもそういうことで踏襲していただきたいという見解で

す。

よろしいですかね、これで。

○議長（太田侑孝君） はい。

いいですか。ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号、川根本町若者交流センター条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、川根本町若者交流センター条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第54号 川根本町貯木場条例の制定について

◎日程第3 議案第60号 財産の取得について

○議長（太田侑孝君） 日程第2、議案第54号、川根本町貯木場条例の制定についてから日程第3、議案第60号、財産の取得についてまでを一括議題とします。

本案について第2常任委員長の報告を求めます。第2常任委員長、芹澤廣行君。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） 続きまして、第2常任委員会に付託されました事件、議案第54号並びに第60号の審査経過について報告いたします。

審査は同日、12月7日午前10時25分より11時10分まで行いました。

場所は同じ本庁3階の大会議室でございます。

出席者は第2常任委員会委員6人全員。なお、傍聴人として第1常任委員会の方が出席いたしました。

説明者といたしまして、後藤産業課長並びに長嶋総務課長の御出席をいただきました。

議案第54号は、桑野山地区にあります「桑野山貯木場」を設置するに当たり、使用基準等

を定めるものであります。また、議案第60号については、貯木場の土地及び建物の取得についての議会の議決を求めるものであります。

審査は議案の内容を説明した後、それに対して質疑、応答ということで進めてまいりました。

主たる内容を報告いたします。

貯木場の管理を指定管理者とするのか。回答、指定管理者に行わせることもできるが、土地及び建物の別に林業振興に関係する団体に有効活用してほしい。森林組合大井川に貸与予定の土場以外の建屋については、規則で定める条件により貸与したい。

以上です。

議案第60号につきましては、質疑、討論はございませんでした。

採決の結果、第54号、委員会全員起立で原案どおり可決、議案第60号、原案どおり全員起立で賛成可決いたしました。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 委員長報告を聞いていて、委員会で活発な議論がされていたのを私は傍聴して見ていましたけれども、報告書にないのでちょっと質問させていただきますけれども、私が質問することをどのように協議をされたかという点を聞かなければいけないので、まず9条ですけれども、既に徴収した使用料は還付しない、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は当該使用料の全部または一部を還付することができるというふうに、先ほどの若者交流センターの損害賠償と比べると、かなりこの1号、2号の規定はやわらかいというふうに思うんです。

若者交流センターのほうでは、過失、故意にかかわらず全て損害賠償を求めるというふうに回答がされたと思うんです。だけど、今回この例えば2号には、使用者の自己の責めに帰さない理由により使用できなかつたと認められるときということで、過失でなくて……

（何か言う者あり）

○10番（鈴木多津枝君） ああ、使用料ね。ごめんなさい、勘違いしました。

だけど、使用料も還付をするということで、交流センターのほうではいただいたものは還付しないというふうになっていました。それで、このことについてちょっと委員会の協議の状況を私、ずっと聞いていたつもりですけれども、聞き落したかもしれないので、委員長に使用者の自己の責めに帰さない理由により使用できなかつたと認められるときには使用料を還付するというふうになっていることについて、何か協議をされたかお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 委員長、芹澤廣行君。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） この貯木場条例の制定についての還付という項目について

の議論はなかったと記憶しております。

○議長（太田侑孝君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第54号、川根本町貯木場条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号、川根本町貯木場条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第54号、川根本町貯木場条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第60号、財産の取得についてを討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号、財産の取得については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第60号、財産の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第4 議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第56号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

（「議長」と言う者あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑しますか。質疑ありますか。

○10番（鈴木多津枝君） あります。

（「質疑は終わった」と言う者あり）

○10番（鈴木多津枝君） いいです、いいです、終わったから。

○議長（太田侑孝君） これから討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

たくさんの書類があるので、質疑通告を出しているのをうっかりして見逃してしまいました。それで、討論を反対の立場からさせていただきます。

来年1月に本格稼働するマイナンバー制度ですが、個人情報の漏えいの危険性が高く、憲法13条が保障するプライバシー権を侵害するとして、弁護士の方や住民の方々156人が今月の1日に国を相手にマイナンバーの利用の停止や削除などを求めるマイナンバー違憲訴訟を全国5地裁に一斉に起こしました。仙台、新潟、東京、金沢、大阪の各地裁です。今後も横浜や名古屋、福岡などで提訴を準備していると伝えられています。

自営業者や医師、税理士、性同一性障害者など原告に名を連ねていると伝えられ、病歴や職歴など他人に知られたくない情報がマイナンバーに蓄積され、それを当局がひもつけて見ることができることに恐ろしい社会の到来を感じると訴えています。

中小零細業者にとっては、管理責任だけが押しつけられ、重い負担がのしかかります。個人情報満載のマイナンバーを行政だけでなく勤務先など民間にも収集、保管を義務づけています。民間企業の多くが準備不足で、セキュリティ対策もできていないと伝えられています。

このような不十分な体制での見切り発車は、漏えいの発生や漏えいによる被害の発生、マイナンバーを万能キーにした個人情報の名寄せ、なりすまし被害の危険性は図り知れません。

このように、周知も危険の対策も通知カードの未着問題も解決されていない状況で、命の

かかわる減免申請に来年1月1日から待たなしで記載を義務づけることは町民の生きるための権利を奪いかねないもので、少なくない国民、住民が大きな疑問を持っている個人番号の記載を義務づける条例改正は到底賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、議案第56号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案第56号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことに伴い、個人番号及び法人番号の利用等が始まることから、川根本町国民健康保険条例及び川根本町介護保険条例について、法の趣旨に従って措置を講じて改正するものであります。

今回の改正により、町民の方々の利便性を高め、負担を軽減する中で公平、公正な社会を実現するための基礎づくりに今回の条例改正は必要であると考え、以上のことをもって賛成の討論とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第56号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第56号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決しました。



◎日程第5 議案第57号 川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第57号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

地域振興基金条例の一部改正についてですけれども、これからも情報基盤整備事業の運用更新に多額の経費がかかることが見込まれるので、この基金を充当できるようにするため、明確にするための規定を制定するとの説明がありましたが、補正予算で繰越金から5,000万円を積み立てる案が出ています。現在の基金残高は10月末で11億2,838万5,460円ということが監査委員の報告書に載っていました。今後、同事業の運営費や追加整備費、更新費用などどのように見積もっておられるのか、また、基金積み立て運用計画はあるのかどうかお聞きいたします。

2点目ですけれども、この情報基盤整備事業のために、運用、更新のために取り崩して使う分はそのための基金を今回のように積み立てて、その中から使っていくのか、積み立てを行った分に限るのか、お聞きいたします。

3点目ですけれども、もしそうだとすると、そうでなくても、なぜ情報基盤整備事業の独自の独立した基金をつくらないのか、その点をお聞きいたします。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、情報基盤整備事業の今後の維持経費、運用経費につきまして説明をいたします。

平成28年度以降の概算維持経費としては、年間の土地借り上げ料、電柱共架料として570万円、光熱水費、電気料となりますけれども462万円、その他通信運搬費、保険料、無線電波利用料等が105万円、修繕料を300万円ほど見込んでおく必要がありますので、それを足しますと1,437万円となります。

運用経費といたしましては、行政情報告知サービス等の運用経費が778万円、告知端末機利用料金2,710台分としてみますと2,810万円となり、その計が3,588万円、合計で5,025万円と見込んでおります。

今後の更新費用としましては、以前から説明をしてまいりましたけれども、整備後10年程度でセンター関連機器類、告知端末機などの更新が見込まれます。それらを全てを更新した場合には、4億4,000万円程度がかかる見通しを持っております。

さらに、20年後におきましては、無線局を中心に更新が見込まれ、その費用は約4億7,700万円程度かかるという見通しを持っております。

いずれの機器につきましても、利用環境、利用頻度などによりまして個体差が出ます。正確な更新時期を提示することは困難ですけれども、その年度に全ての設備を一度に更新するという条件のもとでの金額を算定しております。

追加整備につきましては、現時点では具体的な整備計画はございません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 2点目、3点目の関係につきまして、総務課の長嶋から報告させていただきます。

同事業のために取り崩して使う分は、そのための積立金を行った分に限るのかという御質問でございますけれども、特に積み立てを行った分に限るのではなく、地域振興基金全体で検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、3番目のなぜ独自で基金をつくらないかというようなことでございますけれども、現有の基金の有効利用を考慮し、独自の基金の創設を行わないこととさせていただいています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

反対の立場から討論を行います。

この事業、情報基盤整備事業に使うために積み立てられた分に限って運用するのかわかるとしたら、そうではないというお答えがありまして、地域振興基金全体で検討するというふうな、今答弁がありました。そのことで反対討論をしたいと思います。

また、2町合併による町民の暮らしの不便さを解消するために必要な財源として、この合併特例債を使った地域振興基金をつくられました。町民の貴重な財産であるこの基金をこれから多大なお金が必要になる、そのために使うとすると、町民のためのこれまで使ってきたような使い方にはなかなか使えなくなるのではないかと思います。

しかも、まだ200件近い世帯でかわねフォンに疑問を抱いたり、必要ないということで設置を受け入れていない状況です。行政は、そのような世帯を条例で加入期限を切って無料の設置をしない、後からだ実費を全額請求するというふうな条例にしました。

だけど、この事業の目的は、防災緊急情報などを行うという大事な目的もあります。こういう点で情報格差をつくったままにしている状況で、解消の努力も示されていません。決して小さな声とは言えない批判の声を確認もなしで進めた、この見切り発車させた事業ですけれども、この事業の宿命的課題を放置したまま、今後どれだけ注ぎ込むことになるかといいますか、多額なお金が必要だということが先ほどの企画課長の答弁でわかったわけですが、こういう事業に町民の暮らしを守る大切な10億以上の基金を何の制限もなく使えるようにするこの条例改正には、私は賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 私は、議案第57号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この条例改正については、昨年度から整備に着手いたしました高度情報基盤整備事業の運用経費や更新経費の財源として、地域振興基金を充当することを明確化するために行われるものであり、現在の地域振興基金の設置目的にある町民の連帯の強化、地域振興に要する経費に今回の改正目的である高度情報基盤整備事業により整備した施設の運用及び更新に要する経費を加えることにより、現状においても高度情報基盤整備事業経費に地域振興基金を充当することはできますが、今後予想される経費の財源として備えることを明確化するため、今回の条例改正は必要だと考えられます。

以上のことをもって、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第57号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第57号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第58号 川根本町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第6、議案第58号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ぼっといろいろなことを考えていたら、質疑をまた通告をしたのにやることができませんでした。それで、よくわからない状況で反対討論を行わせていただきます。

なぜ反対かといいますと、改正の趣旨では、平成26年度税制改正において納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から国税の猶予制度の見直しが行われたのを受けて、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることとなり、平成27年度税制改正において地方税法が改正され、28年4月1日より施行されることになったとの説明が書かれていました。

納税者の負担軽減を図るどころか、提出書類の複雑化や期限を切っているいろいろな書類をそろえて出さなければならなくなること、また、確実に届くかわからない個人情報満載の個人番号を書かなければならないこと、納税者の負担は重くなっており、行政の側も当然その分の事務処理が増えて、個人情報の管理責任も重なって負担は重くなると思われま

す。上級機関からの押しつけの改正とはいえ、最初の質疑通告をしたときに税務課長から話があって削除したんですけれども、新旧対照表の現行の条文は、例規集ではほとんど加除が行われておらず、議員にとってチェックの基本中の基本という例規集さえ、見て確認をするということができない状況が、大変苦勞した状況がありました。

こういう形で議会に上程するというのは、私は納得できません。当町のような小さな町では、町民の一人一人の実情に合わせた納税相談、分納相談、指導などが行われており、今回の改正で少くない町民が理解も納得もしていない、むしろ漏えいや犯罪などに巻き込まれるのではと心配している問題の大きいマイナンバーの使用を町民の暮らしに直結する町税において、しかも、納税が困難な人の猶予を申告する書類において見切り発車で義務づけることは賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 川根本町税条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受けて、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることになり、平成27年度税制改正において地方税法が改正されました。

今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、国税の改正を踏まえたものとなっております。換価の猶予に係る申請期限や分割納付の方法、申請書の記載事項など一定の事項を条例で定める仕組みとなっております。

町税をいつときに納付することで、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあ

るなど一定の要件に該当するとき、納税者が申請することで換価の猶予、納税の猶予が認められる場合があるという納税者の負担軽減を考えた改正となっております。

また、町にとっても相互の信頼のもと、さらなる早期かつ的確な納税の履行を確保することにつながっていくものと考えられます。また、税の公平性という面や透明性の確保という点からも必要なものと考えます。

国保税及び地方税における猶予制度の見直しを受け、町税条例も平成28年4月1日から施行できるように、また、番号法施行に伴うものについては、法人番号の定義規定の整備及び法人番号の取り扱いを変更したことによる文言の追加や削除等、改正規定のさらなる一部改正と所要の改正が図られております。

これら上位法の一部改正を受け、平成28年1月1日から施行するためには必要な町条例の一部改正であります。

以上のことをもって今回の川根本町税条例の一部改正は必要なものとして、原案のとおり賛成いたします。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第58号、川根本町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第58号、川根本町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第59号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 次に、日程第7、議案第59号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をしてありますけれども、年金制度の一元化に伴い、公務災害における補償を別枠にして補償率を引き上げているんですけれども、具体的にどれくらい上がるのか。例えば、附則第5条第1項中の表から、2の0.73から0.82ではどれくらい上がるのか。また、4の0.82、

あの、0.80から0.87という上げ方では幾ら上がるのかお聞きします。

すみません、今の通告がちょっと間違っていました。

附則第5条第2項中表の6の1遺族厚生年金などが0.84から0.89に上がる場合は幾ら上がるのか、増えるのか。それから、2遺族基礎年金または国民年金法による寡婦年金が0.88から0.92に上がるわけですけれども、どれくらいになるのか。

それから、2点目ですけれども、現在、当町にはこの補償の対象になっておられる方がおられるのか。おられるとしたら何人いらっしゃるかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） ただいまの鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

具体的にどのぐらい金額が上がるかというような内容で、なおかつ数字であらわしていただいていますけれども、内容としては、傷病補償年金、それから障害補償年金、それから最後の遺族補償年金についてどのぐらい上がるのかという御質問だと解釈しています。

その内容ですけれども、仮に勤続10年の消防団員が今言ったような18条の2に該当する消防活動中の事故で負傷し、3級の傷病補償等に該当する場合でございますけれども、基本額が323万4,000円となります。それに従前ですと0.73でございますので、236万800円、今新たに変わったものについては0.82でございますので、その差額として29万1,100円となります。それが傷病補償年金でございます。

次に、障害補償年金の関係ですけれども、仮に勤続10年の場合でございますけれども、同じく年金額としては先ほど言ったように323万4,000円となります。このときの障害厚生年金を受給していると仮定した場合のこれに乗ずる率でございますけれども、従前だと0.73、今改正させていただくのが0.82で、その差額としては29万1,100円となります。

次に、遺族補償年金についてでございます。同じく仮に10年未満の妻と二人の世帯の団員が18条の2に該当する消防活動中の事故で死亡したとき、配偶者が受給する遺族補償年金は201万9,600円となります。このとき遺族厚生年金を受給していると仮定した場合は、これに今までは0.84、今回は0.89ですので、その差額は10万900円となります。

また、このケースで遺族基礎年金を受給していると仮定した場合、これに率を乗じますと、もともと0.88が今度は0.92、185万8,000円となりますので、その額は8万800円となります。それが一番目の回答となります。

続いて、2番目ですけれども、当町に補償の対象となっている方はどのぐらいおられますかということでございますけれども、対象者はございません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) これで討論を終わります。

これから議案第59号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第59号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長(太田侑孝君) 日程第8、議案第61号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

通告に従いまして質疑をさせていただきます。

1点目は、全協で配付された資料の設計変更理由の2で路線設計の(2)引き込み工事及び告知端末機設置で2,053万4,000円の減額の内訳として、調査費、工事費一式の増とかわねフォン設置台数の減に伴う引き込み工事件数213件の減、それから端末機設置台数264台の減、それからONU設置台数216台の減と書いてありますけれども、増額と減額の差額で載せてあるので、減額は幾らで増額は幾らになるのかをお伺いします。

2点目ですけれども、無線システムの変更で(1)無線鉄塔30メートル級で避雷針抵抗値がJIS企画を満たしていないための追加設置工事や鉄塔周辺のフェンス設置で1,300万円増額、(2)では無線局設置でも1,300万円の増額で、その内訳は、無線局間の通信の障害となる立木の伐採費や無線局設置位置までの資材の搬入路が確保できない3局にモノレール設置、撤去費、遠距離無線局の出迎え柱設置費なるものが記載されていました。調査設計委託業者が最初に計画をするとき、その段階でこういうことはわかること、調査をしていけばわかることではないかと思うんですけれども、この点について伺います。

それから、これまでも工事請負契約を追加増額するたびに私は同じことを言っているわけですけれども、普通の工事請負契約の場合は、立木伐採費や搬入路確保経費は予算として計上してあるのが当然で、災害でも起きない限りはこういう工事請負契約の変更というの

は普通ないのではないかと思うんですけども、どうなんでしょうか。

3点目です。4の安全対策費、その他の経費、諸経費での4,275万4,000円の増額理由は、交通誘導員が2,904人増と、それから大鐵立会費で17日の増と書いてありますが、交通誘導員の2,904人の増は、当初の人数が何人で、それが2,904人増えて総数何人になったのか伺います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、お答えをいたします。

まず、質問3点ございましたので、1点目からの御質問にお答えします。

最初の内訳ですけれども、2,053万4,000円の内訳は、構造上、一般住宅と異なる25施設の大規模施設の調査費と5施設の引き込み工事費の合計額で144万2,000円の増額となります。減額分につきましては、引き込み工事と設置台数の減による金額の計で、2,197万6,000円の減額となります。

次に、2番目の質問にお答えいたします。

まず、避雷針の抵抗値につきましては、鉄塔建設後に測定をした実測値がJ I S企画を満たしていないことがわかり、追加工事を実施するものです。また、調査設計時におきましては、その無線設置箇所の選定は通信上最も効果的な場所を建設地の候補としております。その後の土地所有者との用地交渉、保安林等の用地の制限などにより建設位置を変更し、対応をしてきております。その影響により支障となる立木の本数が増えたこと、また、建設位置が確定したことで運搬方法を検討した結果となります。

出迎え柱の設置につきましては、受電の負担金の支出か設置費用を工事費にて支出するかを中部電力と協議した結果でございます。工期の関係もございまして今回の判断となったものです。負担金、工事費計上等、これらも補助対象となります。

フェンス設置につきましては、設計時においても計上可能ではありましたが、建設後に鉄塔への連絡度や一般の住民でも比較的容易に登れそうな構造を再度確認した結果、危険防止のためにフェンス設置が必要であるとの判断をしたものです。今回のこの変更、いずれも補助対象として認められております。

3点目でございますけれども、交通誘導員の人数は、変更前は765人です。変更後の総数が3,669人となります。その結果、2,904人の増ということで今回変更となりました。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問ですけれども、町の将来負担を心配して端末機かわねフォンの設置を承諾していない人へ情報格差や今回町の負担が軽減されたことで、今後つけたくなった場合は実費負担の軽減を図るべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 現在、条例上におきましては、町で負担をする設置者及び減免をするその利用者の規定がございます。そちらの条例規則の中での対応となると思っております。条例上、全ての人に減免できるというような規定は現在ございませんので、減免の規定と町で負担できるという規定に該当する方に当たるかどうかということで、これからは対応をしていきたいと考えております。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） このところが一番気になる場所なんですけれども、この事業はもともと最初から全員賛成というか、賛成が大勢だということを確認して始めたものではなくて、アンケートもやっていませんし、前回のアンケートでは半分以上の人が反対ということで前町長が中止をしたという経緯があって、その後、何ら町民の賛否を問うていない状態の出発したわけです。それで、工事請負契約金を昨年の6月議会で3億円増額する補正予算が出て、そのときは議員も修正案を出して増額するなということでやったんですけれども、6対5で可決されなかった。

そういうことで、18億余の工事費になったわけなんですけれども、それを入札をしたところ、入札では8社が指名されたにもかかわらず、次々と辞退をして2社だけの入札が行われた。しかも、その落札した業者は、京セラ系の調査設計を委託している東海ブロードバンド社と同族会社みたいな京セラコミュニケーションシステム社が落札をした。その金額は5億円近く低くなっている金額で、本当に驚いて、私たちもそれならということで賛成をしたわけです、この工事請負契約に。そういう経過があります。

だけど、その後になって端末機の使用料を町が年間3,000万近く払うことになっているなどということがまた出てきたものですから、私はずっと批判を続けているわけなんですけれども、その気持ちが町民の人たちもやっぱりあると思うんです。

だから、短い期間で、1月31日の締め切りで、条例では、その後申し込んだ人たちはもう実費を負担してくださいと、実費支払ですよというふうな、本当に今申し込まないともうあとは全額自分負担だよというような本当に驚くような条例がつけられたわけなんですけれども、それに対して、やはりこの事業の目的を考えると、行政が言っている目的は災害情報を伝達しますよ、福祉向上、いろいろな町民の暮らしを向上させるためにこういう事業をやるんですよということを言ってきているんだから、私は絶対行政としてはその格差、つけないよと言った人たちも一人でも多くつけてくれるように促していくのが行政の責任ではないかと思うんです。それを何回も言っているんですけれども、条例のとおりだという答弁しかないというのは、本当に行政としてこの事業を一人でも多くの町民に喜ばれる事業にしたい、事業の目的を達成したいというふうに思っているのか、このところがすごく疑問に思えて仕方がありません。

少なくとも私は、先ほどの答弁ではなくて、町長にお聞きしますけれども、設置を今のところためらっている人たちに対して、実費負担だよということは取り消すというか、特に町

長が認める場合という、特にとということではなくて、私は、積極的に行政として、最初に期限を切った前の人たちと同じように無償で設置しますよという通知を町民の人たちに示すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） いろいろお話しされましたけれども、今現在、私どもは当然ながら全戸に入っていただくということを目標にやっていると。それは今言われたように、災害も福祉も全てが全戸入らないとなかなか効果が出ないという場面が出るだろうと。

しかし、ある程度の区切りをつけない限りは全戸加入というのは難しいだろうという判断のもと、これはももとは全戸入っていただく、そのような趣旨で対応しているものですから、その辺のことについては、議会の皆さんも積極的に私ども行政と一体となって進めるといことが全戸加入につながるというふうに思っています。

それで区切りと言ったのは、これからは実費というのは、ある程度の負担は今ならこうですが、将来こうなりますよという形で対応したということで御理解をいただきたいと思ます。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 残念ながら反対の立場から討論をいたします。

町民の人たちの中に賛否がまだまだおさまっていない状況での条例制定だったわけですけども、その中で1月31日という何の根拠もない期限を切ったわけですよ。なぜ、まだ今工事終わっていないではないですか。もう一度、二度でも三度でも募集をかけることはできたと思うんです。

そういう中で、私は何度も自己負担、期限後に加入を希望される人たちの負担を減らして、この事業が本当に行政が進めようとしている目的に沿ったものにするには、今、先ほど町長がおっしゃられたように全員、全戸加入が原則だという、そのことを実現するためだったら、私は、工事費の全額実費負担というのは当然行政が見直して当たり前だし、それを議会に提案されて、議会がもし反対する人が多かったら、私は本当に何を考えているのかなと、町民に寄り添った議会とは言えないのではないかと思います。

そういう点で、この事業、これからも多額なお金をかけていくわけですから、町民のお金を。そして、先ほど質疑に対する答弁でも戸別受信機をつけていない、減額をすることによって

2,197万円ですかね、それに近い減額に工事費がなったという、全部ではないでしょうけれども、こういうふうな経費が減額をされたということもありますし、ぜひ町民の人たちに、みんな今入れば、もう1回設置費は無料になるよという呼びかけをするのが私は行政の本当の姿勢ではないかと思えます。

そういう答弁が聞けない、そういう姿勢が示されないこの今回の工事請負契約の変更に対して、ただただ町民に大きな支出を求めて、この事業の目的も本当に全町民に行き渡らないことを当然としている、そういう行政のもとでは賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、鈴木議員の反対の趣旨というんですか、その中ではかわねフォンのこれからやむを得ず設置できなかった方については、条例の中で町長が認める場合は多分無料というような、そういうような方向で多分進められるというふうに私は考えます。

今回のこの工事の請負については、建築確認等に必要な工事の変更等でありますので、そういう点から含めても賛成ということであります。

それでは、賛成の理由について討論をさせていただきます。

高度情報基盤整備事業工事については、新町合併当時より旧2町が一つになり、さらに発展していくための必要不可欠のインフラ整備との認識のもと、新町建設計画の主要プロジェクトとして認められ、ここまで幾つかの困難の中、行政と議会が一体となって町民の皆様の理解を得て進めてまいりました。

今回契約額が9,979万2,000円増額となる設計変更の主な内容につきましては、無線鉄塔関係では、中山間部の特性として夏場に頻発する雷被害に対する鉄塔の接地抵抗工事の追加、簡単に鉄塔に登ることができないように対処する危険防止のためのフェンス設置工事です。

ケーブル施設関係では、3月の変更契約に続き、既設電柱への共架が許可されない場合における自立柱新設、他事業者が管理する橋梁の既設管路を利用する場合の指定工事追加、携帯電話伝送路やテレビ共聴組合の設備を借りるための接続工事など、計画当初から事業費をできる限り低く抑えるため、他事業者の設備を借用するという方針のもと、ここまで協議を進めてきた中で計画変更が生じてきたものであります。工事の執行上、やむを得ない理由と考えます。

また、今回は最終的な設計変更であり、ここまで工事を進めてきた中で、現場の状況により施工数量等が確定できなかった工事に対する数量の変更も含まれています。これらの変更は工事を完了させる上で必要であることから、私は本案に賛成の立場をとり、討論をさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第61号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第61号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分といたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

○議長（太田侑孝君） 時間が来ましたので、休憩前に続いて再開いたします。

◇

◎日程第9 議案第62号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

○議長（太田侑孝君） それでは、日程第9、議案第62号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第62号、静岡県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町福祉センター)

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町福祉センター）についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

これから議案第63号から67号までの5件が公の施設の指定管理についての議案になっていますけれども、ここで代表して聞きたいんですけれども、代表というかこの議案で。利活用について問題があるという施設が幾つかあります。従来のおりのままでは、本当に利活用がちゃんとされているのかなど。例えば瀬平のむつみの郷のように利用者が少ないよとか、そういうもの、観光施設でもあります。

そういうのがあるんですけれども、指定管理者を全部継続で更新するという議案が出されているんですけれども、その更新をするときに指定管理者と改善策、町がどういう支援をすればいいのかとか、対応について協議をされているのかどうか、それぞれの指定管理の公の施設について、その点についてお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 5件の公の施設の指定管理の関係でございますけれども、御存じのとおり指定管理者の継続更新については、川根本町の公の施設に係る指定管理者の指定の手續に係る条例により指定管理を行っているものです。

指定に当たっては、川根本町指定管理者審査委員会設置要綱に基づき審査委員会を開催し、指定に当たって問題点や改善点がないか、公の施設の指定管理者としてふさわしい団体なのかなど申請の内容を協議、審査の上、決定しております。

今回出させていただいております5件については、それらの委員会を踏まえて、11月26日の委員会を踏まえて選定させていただいているものでございますので、御了承いただきたいと思います。お願いします。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 安心したんですけれども、本当にどういうふうに対応していくの

かなど、対応策もぱつと思ひ浮かばないような施設もあるわけですがけれども、特にその審査委員会で問題点や改善点を協議する中で、何か特徴的なものがあつたら教えていただきたいんですけれども。対策がもし図られるようなものがありましたら、教えていただきたいです。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 特にといいまして、特にとつ部分はないわけですがけれども、施設のそれぞれの性格、それから規模、機能を考慮して相手方の目的に沿つた利用者であるかということをつ特に重点を置いて行つています。なおかつ、今回行われた指定管理の関係は公募によらないものです。公募によらないということは、その利用者が特定されているというような考え方もあろうかと思ひますので、その点も重々御理解の上、御審議をお願いしたいと思ひます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第63号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町福祉センター）についてを採決します。

この採決は起立によつて行います。

本案に賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがつて、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町福祉センター）については、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町高齢者デイサービスセンター）

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第64号、公の施設の指定管理者の指定（川根本町高齢者デイサービスセンター）についてを議題とします。

本案について質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) これで討論を終わります。

これから議案第64号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町高齢者デイサービスセンター)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第64号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町高齢者デイサービスセンター)については、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町生きがい対応型デイサービス
センター)

○議長(太田侑孝君) 日程第12、議案65号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) これで討論を終わります。

これから議案第65号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町生きがい対応型デイサービスセンター)については、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町自然休養村管理運営施設)

○議長(太田侑孝君) 日程第13、議案第66号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町自然休養村管理運営施設)についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) これで討論を終わります。

これから議案第66号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町自然休養村管理運営施設)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第66号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町自然休養村管理運営施設)については、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)

○議長(太田侑孝君) 日程第14、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定(川根本町寸又峡温泉野天風呂施設)については、原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第68号 平成27年度川根本町一般会計補正予算
(第5号)

○議長(太田侑孝君) 日程第15、議案第68号、平成27年度川根本町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

少し複数ありますので、通告に従って質疑をさせていただきます。

1点目は、2-1-7基金管理費の地域振興基金へ5,000万円の積み立てについて、前年度繰越金の残額2億3,500万円の全額計上の中から充てるという説明があったんですけども、情報基盤整備事業の今後の運営、更新など大きな支出に備えるとの説明でしたが、積み立ての目標額、あるいは積立計画があるのか、先ほど地域振興基金の条例改正の中でも答弁をいただいたんですけども、重複しても構いませんので、ぜひ重大な問題ですので教えてください。

それから、2点目ですけども、4-1-5の地域医療推進費で上長尾診療所の駐車場整備費767万円が計上されていますけれども、土地購入費の内訳と近隣の用地購入単価との比

較はどうかお聞きいたします。また、田澤医師の常勤が待たれているわけですが、見通しについて伺います。また、看護師や事務員の確保状況は、常勤の勤務になった場合の確保の状況はどうか、見通しが立っているかどうか伺います。

それから、3点目ですが、11ページの歳入のほうで、19-5-7-6で森林関係事業費補助金返還金44万9,000円が上がっていますが、P23の歳出のほうで6-2-2で国県支出等返還金18万7,000円というふうに出ています。どういうことか全協でも説明ありましたけれども、説明を求めます。

4点目ですが、7-1-5茶茗館運営費で32万1,000円の増額について、来年度からシルバー人材センターが管理委託業者として事務所にしていたんですが、撤退することになったということで、そのための引き継ぎの臨時雇い賃金や複写機借り上げ料、備品購入費などを計上しているという説明でした。茶茗館の運営について、今後どのような計画になっているのか伺います。

5点目です。8-1-1土木総務費で、青部バイパス開通式やトンネル土砂置き場の用地購入費、補償金などで約4,278万円が全額一般財源で計上されているのですが、それぞれの積算根拠を求めます。

6点目、8-2-2道路新設改良費で、測量設計委託料に1,000万円の追加計上がされていますけれども、その内訳について求めます。

7点目、10-1-3教育諸費で、備品購入費、若者交流センターの備品購入費として1,800万円計上されていますけれども、どのように発注する計画なのか伺います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 最初に、基金管理費の地域振興基金への5,000万円の積み立てについてということで、今後、積立の目標額、あるいは積立計画はあるかということでございますけれども、現在、特に目標額を設定しているわけではございません。その予算の状況を鑑み、現有の基金の有効利用を考慮しながら今回積み立てを行わせていただくものでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えしたいと思います。

大きく分けて2点あると思いますけれども、まず、補正予算、4款衛生費、4-1-5保健衛生費、地域医療推進費の補正の内容について御説明をさせていただきます。

12月3日の全協の際も申し上げましたとおり、当該土地の契約後の地権者から町への所有権移転登記手続事務にかかわる手数料として役務費の計上の15万円、当該土地の売買に伴います詳細測量、実地測量をする際の測量委託料としまして、委託料30万円、土地購入費用として、公有財産購入費として722万円を計上させていただいております。

本予算の計上に際しましては、9月補正の際、認めていただきました不動産鑑定士による土地単価を調査する事業を実施した上でこの価格を確定をしております。不動産鑑定士が土地の価格を算出する上では、当然のことながら近隣の不動産取引の状況等を加味し、調査を行っております。御懸念の金利の状況を踏まえてという形の調査結果であるというふうに考えておりますので、今回の予算計上額は妥当というふうに考えております。

2点目の上長尾田澤内科の状況でございますけれども、以前より御報告を申し上げましているとおおり、年が明けました1月4日より週5日の診療を開始いたします。既に同医院の利用者の方々については、その旨、告知をしておりますし、12月配布予定の町の広報紙等にもその旨を掲載する予定であります。また、かわねフォン等も利用する中でその旨を告知をしていきたいというふうに考えております。

看護師、事務員につきましては、当医院開院時の8月より必要な人員は確保されている状況でございますので、1月からの週5日の診療体制になっても何ら問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 3つ目の質問になります。これは間伐事業に係る返還金でございます。対象の間伐事業費は56万1,740円でありまして、県の補助金3分の1、18万7,000円の補助を町は受けております。町は川根本町林業関係事業費補助金によりまして、つけ増しの補助を行っており、事業費の10分の8の44万9,000円の補助を交付しております。これによりまして、歳入11ページにあります林業関係事業費補助金返還金として44万9,000円の歳入を受けて、県費分の18万7,000円を返還金として支出するものです。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 茶茗館運営費の今回の補正と今後の計画という御質問でございますが、ここでなかかわね茶茗館は条例の中で地場産業の振興及び地域の活性化ということがございまして、事業としましては、町の歴史、文化及び茶を主体とした特産品等に関する資料収集、保管展示。2点目としまして、展示資料等に関し必要な説明、助言、指導等。あるいは特産品の普及宣伝及び研究調査。4点目、地域の伝統文化の伝承及び情報の提供ということが事業としてうたっております。

その目的を達成するために、来年、シルバー人材センターが退去するに当たりまして、次年度は施設に入る職員の配置、臨時職員の雇用、あるいは必要とする備品、これについて今回補正をさせていただくものでございます。4月に間に合うように補正で対応したいと考えておりまして、来年以降の計画としまして、大きな増改築、あるいはリニューアルオープンするというようなものではございません。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 8-1-1 土木総務費の補正の内容について説明させていただきます。

補正の総額で4,278万3,000円の補正をお願いしております。このうち人件費に関するものが、減額になりますが99万円、それから、これは仮称ですけれども、青部トンネルの起工式に関する経費として116万9,000円、これは会場設営委託料等を計上させていただいております。見積もりによって算出しております。

それと、青部駅周辺土地の埋め立てのための経費としまして4,260万4,000円の補正をお願いしております。これは公有財産購入費と補償の関係になります。公有財産購入費に関しましては、川根本町土木事業施行要綱第7で規定します土木事業、用地及び物件補償額並びに原材料支給に関する基準に基づき算出しております。対象となる面積は、雑種地、畑、山林合わせまして1万5,308平米になります。それと、補償の関係ですけれども、茶樹の補償です。これは用地対策連絡協議会のほうで作成しております損失補償算定基準書に基づき算出のほうをしております。

それから、続きまして、8-2-2 道路新設改良費の補正の内容について説明させていただきます。

1,000万円の補正をお願いしておりますが、内訳としましては、町道千頭沢間線改良に伴う地質調査業務委託料として800万円、これはボーリング調査4カ所の追加をお願いするものです。

それから、通称上長尾バイパスとして今後改良、新設、開設のほうを進めて第3期工区のほうの開設を進めていきます。それに伴いまして、現況平面図作成のための測量設計業務としまして200万円の補正を計上させていただいております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 最後の7点目の御質問でありますけれども、教育諸費の若者交流センターの備品購入費として1,800万円計上されていて、どのように発注する計画かという御質問でありますけれども、今回の補正予算に係る備品の発注につきましては、議決後に地方自治法施行令町財務規則等の規定に基づきまして、各品目別に通常の指名委員会、入札、見積もり合わせ等により発注をいたします。

なお、納入につきましては、3月の施設完成後に速やかに納品されるように計画をいたします。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問をさせていただきます。

一番最初の地域振興基金についてですけれども、先ほども聞いたんですけれども、基金の有効利用を考えてという積み立てをするんだということで、納得できないというか疑問に思うのは、地域振興基金というのは先ほども言いましたけれども、12億幾らだったかな、12億円近い積立残高があります。それをこれから多額の支出が将来において、企画課長は更新に大きなお金がかかるということでしたけれども、そのとき全額一遍に払えるようにしたいと先ほどの議案では答弁がありましたけれども、そういうことで積み立てを今回5,000万円するわけですけれども、特に目標を設定していないという答弁では何か曖昧ではないかな、毎年これくらいずつ積んでいきますよとか、そういう目標があつて当然ではないかと思うんですけれども、そういう検討はされていないんでしょうか。

それから、2点目の田澤内科医院の人員確保状態ですけれども、週2日開院しているときからきちんと看護師さんや事務員さんを確保しているということですが、それで通常の毎日の開院になったときも大丈夫だというふうに言われたんですけれども、本当にそれだけ確保しているのか、どういう状況、何人確保されているのか、また、その人件費というのは田澤先生が出していらっしゃるんでしょうか。町立ではないから、そういうふうになるんですかね。その点を確認したいと思います。よろしくお願いします。

それから、一番最後の若者交流センター奥流の備品購入費1,800万円なんですけれども、品目別に見積もり合わせとか、金額によっては入札もされるんだと思うんですけれども、そういう形で発注していくということですが、いつそれがなるのかわかりませんが、町民の人たちにとっては大きなお金をかけて建設をする事業ですので、やはり業者さんたちは少しでも注文というか、この事業に自分たちがかわられないかなど期待を寄せている、特に備品についてはそういう期待もあるのではないかと思うんですけれども、電気屋さんなんかからもちょっと聞かれたりしたんですけれども、町内の業者になるべくお金が還元されていくということが私は好ましいのではないかと思うんです。

その点について、例えば町の循環バスなんかの委託も大鐵さんということで、もう入札しないでやっていますけれども、入札する、しないは別として、なるべく町内の業者さんがかかわれるような、年末も本当に間近に差し迫っていますし、少し明るい話題になればいいなと思っているんですけれども、その点についてどのようにお考えかお聞きします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 最初の質問のやはり目標、あるいは計画がないのはおかしいのではないかとございますけれども、この基金自体、目的基金でございます。御存じのとおり、合併時の新町計画に基づいた基金を積み立てて、今後の運営に利用しなさいというような基本的な部分がございます。

今後、今先ほど企画課のほうで説明があつたように、どれだけのものの事業費がかかるかわからないところを何も無いというようなことはいけなんでしょうというような議会の質問等もありまして、明確にするために高度情報基盤を設置すると。なおかつ、今奥流と言われ

ましたけれども、奥流に対しても当然この基金を使って進めていくようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） それでは、上長尾田澤内科医院の職員、スタッフの状況について御説明をさせていただきます。

当院開設当時より、看護師2名、事務職員3名、うち1名が看護師補助を兼ねるという体制で業務に当たっております。このスタッフの数の状況におきましては、田澤先生のほうも含めて診察日数が週5日になっても対応できるという形のことを想定して、当初からこの人数を雇用しております。

また、雇用体系、賃金体系につきましては、上長尾田澤内科医院につきましては、当初より御報告しておりますとおり公設民営という形で設置をさせていただいております。民営という形ですので、診療所の運営経理等につきましては田澤内科のほうでやっておりますので、職員の給与についてもそちらでお支払いをしているという状況になります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 若者交流センターの備品購入ということでありまして、町内からの購入につきましては、品目にもよりますが、可能なものについては当然町内での購入を検討していきたいと思っております。

なお、備品に限らず、消耗品の購入ですとか、あるいは次年度からの例えば給食原材料費、そうしたものにつきましても可能な限り町内での購入を基本として検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第68号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第68号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第69号 平成27年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第2号）

○議長（太田侑孝君） 日程第16、議案第69号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第69号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第70号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）

○議長（太田侑孝君） 日程第17、議案第70号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第70号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第18 議案第71号 平成27年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（太田侑孝君） 日程第18、議案第71号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第71号、平成27年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第72号 平成27年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(太田侑孝君) 日程第19、議案第72号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第72号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長(太田侑孝君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月18日午前9時、本会議を開会し、一般質問、委員会報告及び議案第55号の質疑、討論、

採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 11 分